

介護職員等処遇改善加算について

当施設では介護職員等処遇改善加算を算定しております。
当該加算における対象となるサービス、取組内容について、以下のとおりとなっております。

○ 算定状況について

介護老人保健施設	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
(介護予防) 短期入所生活介護	
(介護予防) 短期入所療養会議	
通所リハビリテーション	

○ 取組内容について

区分	内容	実施内容
入職促進に向けた取組	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	・ホームページ、ハローワーク、採用媒体にて未経験歓迎で募集 ・高卒求人を5職種提示 ・高校への職業紹介講和参加 ・インターン、実習の受け入れ ・中学、高校等からの職場体験の受け入れ
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ、働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	・資格取得のための費用貸与支援制度 ・研修参加費用（交通費、宿泊費含）の全額補助制度 ・所属部署上長との面談実施（年2回以上）
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	・正社員 4時間、6時間、8時間、10時間等のフレキシブルなシフト有 ・非正規社員から正規社員への転換が年間複数あり ・クリニック自動受付システム導入
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	・雇用条件に関わらず、全職員健康診断実施 ・ストレスチェック実施 ・食堂、休憩室の設置 ・各種マニュアル作成
生産性向上のための業務改善及び働く環境改善の取組	・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築を行っている ・介護ロボット又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器の導入 ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う	・介護システム導入 ・グループウェア導入 ・ケアスタッフの配置
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	・各部署におけるミーティングの実施（月1回程度）